

平成30年12月25日

## 第二次調査報告書の要旨

学校法人東京医科大学第三者委員会

### 1 問題行為の確認

日弁連ガイドラインに従い設置され、活動してきた当委員会は、第一次調査報告書（平成30年10月22日付）に引き続き、主に平成25年度ないし平成28年度の医学科入学試験を対象として平成30年12月15日までにを行った調査の結果、これらの年度の医学科入試において、「公正かつ妥当な方法」による入学者選定とは認めがたい行為（問題行為）が存在することを確認した。確認された主な問題行為は次のとおりである。

#### (1) 属性調整

平成29年度及び平成30年度入試と同様に、平成25年度ないし平成28年度入試においても、一般・センター利用第2次試験の「小論文試験」の点数について、受験生の属性（性別、高校卒業年からの経過年数等）に応じて、一部の受験生にだけ点数を一律に加点させて成績順位を高めるなどの属性調整が行われていた。

#### (2) 個別調整

平成29年度及び平成30年度入試と同様に、平成25年度ないし平成28年度入試（但し、平成25年度及び平成27年度推薦入試は除く。）においても、前理事長ないし前学長が学務課職員に指示して、入試システムに入力されている特定の入試受験生の試験成績の元の点数データ（素点）を入試システム上で書き換えさせて成績順位を高めるなどの個別調整が行われていた。

#### (3) 平成26年度推薦入試合否判定における問題行為

平成26年度推薦入試合否判定において、推薦入試合格者選定名簿から読み取れる客観的な事実を照らして、女性に不利益な取扱いが行われた疑いが存在した。

#### (4) 小論文の得点変更

平成25年度及び平成26年度一般・センター利用の第2次試験の「小論文試験」について、採点委員による採点を入試システムに入力する前の段階で、規程上の根拠を欠く「小論文検討会」を開催し、採点委員による採点結果（得点）を、客観的・明確な基準なく変更した。また、その際に、前理事長（当時学長）らが特定の受験生に対して個別加点を行うなどしていた。なお、一部の出席者が、「小論文検討委員会」終了後に、本来回収されるべき答案用紙等を持ち帰っていたことも確認された。

## 2 合格者選定名簿の復元

当委員会は、平成25年度ないし平成28年度入試（但し、問題行為が確認されなかった平成25年度及び平成27年度推薦入試は除く。）について、最善の努力を尽くして合格者選定名簿復元のための資料を収集し、問題行為による影響を可能な範囲内で排除して元の点数（素点）に基づいた成績を復元した新合格者選定名簿（但し、完全な正確性は保証できない）を作成して東京医科大学に提出した。

旧合格者選定名簿では繰上合格となった受験生のうち最も順位の低かった者より下の順位にいたが、新合格者選定名簿によるとそれ以上の順位となる者の数は、次表のとおりである。なお、この分析は問題行為による順位の変動の傾向を確認するためのものに過ぎないので、必ずしも、これらの者が全て後記3の再判定の対象となるわけではなく、また、これらの者が全て本来の合否判定過程を経ていれば合格と判定されるべきであったということでもない。

年度 入試種別	25		26		27		28		合計	
	一般入試	男性	24名	男性	7名	男性	4名	男性	5名	男性
女性		12名	女性	16名	女性	18名	女性	15名	女性	61名
センター 利用入試	男性	3名	男性	0名	男性	0名	男性	0名	男性	3名
	女性	3名	女性	1名	女性	0名	女性	1名	女性	5名
合計	男性	27名	男性	7名	男性	4名	男性	5名	男性	43名
	女性	15名	女性	17名	女性	18名	女性	16名	女性	66名

## 3 是正措置の提言

以上の調査結果を踏まえ、入試手続において本来予定されている合否判定を行うことはできないものの、当委員会は、東京医大に対し、要旨次の是正措置を講じるよう提言する。

- ① 平成25年度ないし平成28年度の一般入試及びセンター試験利用入試の第2次試験並びに平成26年度及び平成28年度の推薦入試（一般公募推薦入試、茨城特別推薦及び山梨特別推薦）につき、速やかに入試委員会を開催し、それぞれの入試に対応する新合格者選定名簿をもって、仮に本来の合否判定過程を経ていれば合格と判定さ

れるべきであった受験生を改めて判定すること（以下、この判定手続を「再判定」という。）。また、再判定の結果は速やかに公表すること。

- ② 前記①の再判定により仮に本来の合否判定過程を経ていれば合格と判定されるべきであった受験生と判定された受験生の取扱いを明確に定め、再判定の結果と同時に公表すべきこと。併せて、当該受験生からの補償等の請求があった場合には、これに誠実に向き合い、対処すべきこと。
- ③ 平成25年度ないし平成27年度の一般入試の第1次試験につき、速やかに入試委員会を開催し、それぞれの入試に対応する新合格者選定名簿をもって、仮に本来の合否判定過程を経ていれば合格と判定されるべきであった受験生を改めて判定し、その結果を公表すること。また、かかる判定により新たに第1次試験合格と判定された者からの補償等の請求があった場合には、これに誠実に向き合い、対処すべきこと。

#### 4 平成31年度入試に関する改善策について

当委員会は、内部調査委員会調査報告書及び第一次報告書により明らかになった不正の具体的な態様を踏まえ、平成31年度入試に向けて東京医大が講じた入試改善策は、それらが適切に運用される限り、第一次報告書及び本報告書記載の不正を防止し、平成31年度入試を公正に行うことに資する相当なものとして評価する。

もっとも、当委員会は、かかる入試改善策のみで、東京医大における入試が、永続的に公正に行われると考えるものではない。今回の不正の背景には、東京医大の内部に、同窓生を含む特定の大学関係者の子息等を優遇することを許す土壌や、女性や浪人生に比べて男性や現役生を優遇することを正当化する思想が存在していたという事情があることが明らかになっている。東京医大が入試において二度と不正を繰り返さないためには、このような不正を許す土壌や正当化する思想から決別することを内外に宣言するとともに、大学としての体質を根本的に改善していく努力を継続することが不可欠である。

東京医大において、今後、上記の土壌や思想からの決別や大学の体質改善をいかにして図るかに関する一層の検討を行う必要があることに留意すべきである。

以上